

答申第 238 号

情公第 3047 号

令和 7 年 2 月 10 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理事長 阿南 英明 様

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 高 橋 良

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 2 月 12 日付けで諮問された特定病院に係る受診履歴等に関する文書一部不開示の件（諮問第 242 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、審査請求人からの令和2年6月15日付け自己情報の開示請求に対し、自己情報の一部開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年6月15日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対して、別表の項番1から5-10の「開示請求の内容」欄を請求内容として、自己を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年6月30日付けで諾否決定期間を延長した（なお、本来は条例に規定する様式を使用して延長の通知をすべきところ、誤った様式が使用されていた）上で、令和2年8月13日付けで、別表の項番1、5-1、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7及び5-10の「開示請求の内容」欄に掲げる請求内容に該当する保有個人情報の全部又は一部が不存在であることを理由とする自己情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、令和2年11月30日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) なお、審査請求人は、実施機関が所管する神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）で受診した際、実施機関職員に自身の保険証（以下「本件保険証」という。）を渡したが、実施機関職員が本件保険証を紛失したと主張している（以下当該審査請求人の主張に係る事案を「紛失疑義事案」という。）。

そして、過去に当審査会は、同一の審査請求人による、同一の紛失疑義事案を端緒として争われた諮問案件を審議しており、実施機関に対して答申（令和元年9月11日付け答申第210号。以下「答申第210号」という。）を行っている。

3 審査請求人の主張

(省略)

4 実施機関（担当：がんセンター）の説明要旨

本件処分の不開示理由は次のとおりである。

- (1) 別表の項番 1、5－4（ただし、受付票に関する情報に限る。）及び 5－6（以下この項において「受付票番号文書」という。）について

受付票番号文書は、実施機関の診察等窓口における確認のために受付機を通した手続ごとに発行されるものである。実施機関の窓口及び診察等窓口業務は、特定事業者に委託しており、当該委託契約において独立して事務を遂行することとなっている。特定事業者との契約上、受付票番号文書は実施機関への提出が義務付けられているものではなく、当該番号を会計システム等で管理している事実もない。

また、会計等システムの運営についても特定事業者に委託をしているが、受付票をマイクロ化して保管することも無い。よって文書不存在のため不開示とした。

- (2) 別表の項番 5－1 について

審査請求人は特定年月日に実施機関会計受付にて、実施機関職員が会計ファイル一式を紛失し、そこに保険証と診察券があったと主張しているが実施機関の認識と相違があり、会計ファイルを会計受付で受領をしていないと特定事業者より聴き取りをしている。

その上で、特定年月日に審査請求人が保険証は持っているが診察券を紛失したと特定事業者へ訴えたため診察券を再発行しているが、これに関する文書を実施機関では作成しておらず、また、特定事業者にも確認したが存在していない。よって保有個人情報不存在のため不開示とした。

- (3) 別表の項番 5－3、5－4（ただし、保険証に関する情報に限る。）、5－5 及び 5－7 について

特定年月日に、審査請求人は、前回来院時に実施機関職員が本件保険証を紛失したと訴えたため、前回来院時には審査請求人は保険証を持っていると言ったことを特定事業者は説明したが審査請求人は納得しなかったため、やむを得ず初診時に登録した保険証番号にて会計処理を行ったと特定事業者から聴き取りをし

た。また、特定年月日の受診時には、再発行したであろう保険証が審査請求人から提示されたため確認入力を行った。また特定年月日に審査請求人に保険証の提示を求めるも拒否されたため、やむを得ず初診時に登録した保険証番号にて会計処理を行った（この時点で保険証番号が変更されており特定年月日の診察に関する請求が保険者より返戻処理されている）と特定事業者を確認をした。

よって、特定年月日には審査請求人の保険証を確認できなかったため、項番５－３及び５－４（ただし、保険証に関する情報に限る。）は保有個人情報不存在のため不開示とした。

また、特定年月日に審査請求人は保険証を提示していないと主張しているが、特定事業者は保険証の確認入力を行っている。しかし、会計処理のために現物を確認したのみであり、これに関する文書を作成していないため、５－５は保有個人情報不存在のため不開示とした。

さらに、特定年月日に審査請求人は新調した保険証を提出したと主張しているが、保険証の提出がなかったため、これに関する保険証及び諸文書は作成していない。よって、項番５－７は保有個人情報不存在のため不開示とした。

(4) 別表の項番５－１０について

特定年月日付け裁決書において、審査請求人が開示を求める情報「１～５及び７」（同裁決書において「α情報」及び「β情報」と称されている）に関する主張は棄却されており、当該情報は不存在であると認められている。

５ 審査会の判断理由

審査請求人は、本件請求で求めた保有個人情報の適切な特定と開示を求めていることから、以下、実施機関による保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

(1) 別表の項番５－３、５－４（ただし、保険証に関する情報に限る。）、５－５及び５－７について

標記各請求は、いずれも実施機関に対して本件保険証の開示を求めるというものであるから、実施機関が本件保険証を受領していることを前提とした請求であると認められる。

一方、実施機関は、本件保険証を受領した事実はなく、標記各請求に係る保有

個人情報是不存在である旨説明している。

この点、審査請求人は答申第 210 号に係る審査請求の端緒となった保有個人情報開示請求においても、実施機関職員が本件保険証を受領したことを前提とした保有個人情報の開示を求めていた。しかし、当審査会は答申第 210 号において、実施機関が本件保険証を受領していないことについて具体的な事実経過を主張していることに対し、審査請求人は自身の推測を述べるにとどまっていることを理由に、当該情報は存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められないと判断した。

そして、今回の審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情は認められないことから、実施機関が、標記各請求に係る保有個人情報が不存在であることを理由に不開示と判断したことは妥当である。

(2) 別表の項番 1、5－4（ただし、受付票に関する情報に限る。）及び 5－6 について

標記請求は、①項番 1 は審査請求人の特定年月日におけるがんセンター受診時に、受付機から発行された受付票の番号を確認できる会計上の画面を、②項番 5－4（ただし、受付票に関する情報に限る。）は特定年月日における受診時に審査請求人が会計窓口へ提出した受付票を、③項番 5－6 はマイクロ化されて保管されている特定年月日に発行された受付票を、それぞれ開示請求するものである。

これに対し実施機関は、上記①から③までの保有個人情報（以下「受付票情報」という。）のいずれも不存在と判断している。

この点、当審査会が確認したところ、次の点が認められた。すなわち、実施機関は受付票発行業務を含む窓口業務全般を特定事業者に委託していること、受付票は、受付処理のために、受診者が毎回の診察時にがんセンターに設置された受付機に診察券を入れることで発行されること、受付票は毎回の診察後にごんセンターの窓口において回収されることが認められた。

これを基に検討すると、実施機関が受付票発行業務を含む窓口業務全般を特定事業者に委託していることは、実施機関から当審査会に提示された委託契約の仕様書上も認められることから、窓口業務の一環として作成することが想定される受付票情報を実施機関においては作成及び保有していないという説明は不自然、

不合理とは認められない。

一方、特定事業者が、実施機関から委託された窓口業務の一環として受付票情報を作成及び保有している可能性は否定できないものの、日々のがんセンター受診者の受付管理のために発行される受付票という文書の作成目的と、本件請求時（令和2年6月15日）においては審査請求人の受診期間（平成27年1月から9月頃までの期間）から既に5年前後の期間が経過していることを踏まえれば、受付票情報が本件請求時に特定事業者のもとで保管されているとは想定し難い。

以上のとおりであるから、実施機関が受付票情報を不存在であるとして不開示決定を行ったことは結論として妥当である。

(3) 別表の項番5－1について

項番5－1は、特定年月日に、審査請求人に対して診察券を再発行した旨が記載されている保有個人情報（以下「診察券再発行情報」という。）の開示を請求するものであり、実施機関は診察券再発行情報を不存在と判断している。

この点、前記(2)のとおり、実施機関は窓口業務全般を特定事業者に委託していると認められる以上、窓口業務の一環として作成されることが想定される診察券再発行情報を実施機関において作成及び保有していないという説明は不自然、不合理とは認められない。

一方、窓口業務を委託された特定事業者において、一般的に、診察券の二重発行の防止等診察券発行の適切な管理の目的から、診察券再発行情報を作成及び保有していた可能性はあるものの、当該作成目的からすると、診察券再発行情報が長期間にわたり特定事業者のもとで保管されていることは想定し難く、本件請求時（令和2年6月15日）においては審査請求人の受診期間（平成27年1月から9月頃までの期間）から既に5年前後の期間が経過していることも踏まえれば、診察券再発行情報が存在しないという実施機関の説明は不自然、不合理とは認められない。

以上のとおり、実施機関及び特定事業者のいずれにおいても診察券再発行情報が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、実施機関が診察券再発行情報を不存在と判断したことは妥当である。

(4) 別表の項番5－10について

項番 5－10 は、実施機関が令和元年 11 月 7 日付けで行った自己情報の一部開示決定において不存在とした保有個人情報について、改めて開示請求を行うとともに、不存在である場合にはその理由を示すことを求める趣旨の請求と思料される。

これに対して、実施機関は、答申第 210 号を経て行われた令和元年 11 月 7 日付け裁決において当該情報は不存在であることが認められた情報であると説明している。

この点、実施機関が不存在とした保有個人情報については、当審査会は答申第 210 号において不存在との判断を示しており、令和元年 11 月 7 日付け裁決においても同様の判断がなされている。

今回の審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情は確認できないことから、実施機関が、標記請求項目に係る文書が不存在であることを理由に不開示と判断したことは妥当である。

(5) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

本件処分に係る自己情報の一部開示決定通知書を確認したところ、実施機関が保有個人情報を不存在とした理由が「文書不存在のため」という記載にとどまっていた。

条例第 22 条第 3 項では、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求等に便宜を与える趣旨である。

このことを踏まえると、開示請求の対象とされた保有個人情報が不存在である場合には、物理的不存在と法的不存在とを区別して記入する必要があり、前者にあっては、開示請求の対象とされた保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといっ

た物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。

よって、今後、実施機関が不存在を理由として開示を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、物理的不存在と法的不存在を区別し、物理的不存在の場合にあっては、いかなる理由により物理的に存在していないかについても明らかにするようここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別表

項番	開示請求の内容
1	受付機発行の受付票番号各 10 回を確認できる会計上の画面。 ※各 10 回として記載された日付は省略。
2	各 10 回の各収納を機械別に確認できる会計上の画面。
3	各 10 回の患者登録変更・再来受付処理を確認できる会計上の画面
4	各 10 回の計算書確認・変更処理を確認できる会計上の画面
5－1	特定日に保険証等を会計窓口に出し会計窓口係は診療明細書、保険証、診察券入りファイルを室内へ持ち込んで紛失した際に「診察券を作成したと記載した文書の開示」
5－2	特定月の開示文書に「特定日時に診療明細書、保険証、診察券により診療費を支払ったと言われる、特定端末の確認できる会計上の画面写しの開示」
5－3	特定日の支払い時には、保険証は紛失されていて提出していないが「貴所が保険証内容を特定端末に、特定時間に入力した際に確認したと言う請求人の保険証の開示を求める」
5－4	同日の支払い時に提出したという「保険証と受付票及び診療明細書の開示」
5－5	特定日は、特定月最初の診療日。保険証の提出日だが、保険証は貴所に紛失されていて提出していないが、貴所は特定端末に入力している。入力する際には保険証を確認したと開示されたが、保険証に記載が無い内容を入力している。「確認した保険証の開示。」
5－6	「貴所は、請求人が特定日利用時の特定発行番号の受付票はマイクロ化されて保管になっている」と特定業者に確認された。其の「特定発行番号受付票の開示」
5－7	特定日は特定月最初の診療日で保険証の提出日。新調した保険証を提出し、貴所は特定端末にて特定時に入力されている。保険証は確認していないなどと開示しているが、入力済を確認した。「貴所が入力に際し確認した保険証及び諸文書の開示」。

5－8	特定日は特定月最初の診療日で保険証の提出日。保険証を前回同様提出し支払済み。「請求人は保険証をチラッと見せただけで提出していない」と貴所は言うが、特定時に「特定端末により入力処理しているではないか『端末へ入力した保険証履歴写しの開示』」
5－9	特定日が保険証の有効期限終了日と、保険証に記載されていない事柄を端末入力し、更に、貴所は、特定日が保険証の利用開始日であると保険証で確認したとのことであるが、「保険証には記載されていないにも関わらず確認したと言う端末履歴の開示」。
5－10	特定日付自己情報の一部開示決定通知書「１～５及び７・文書不存在のため。」とは？ 条例 22 条第 3 項に基づいた文書不存在の具体的理由を明示した上で開示を求める。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 2 月 15 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 8 月 22 日 (第 346 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 9 月 26 日 (第 347 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 10 月 21 日 (第 348 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 11 月 11 日 (第 349 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 12 月 24 日 (第 350 回審査会)	○ 審議
令和 7 年 1 月 30 日 (第 351 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井恵里可	文教大学教授	
高橋良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中 篤 慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和7年2月10日現在）（五十音順）